

政令第七十三号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）を実施するため、この政令を制定する。

（厚生年金基金令の廃止）

第一条 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）は、廃止する。

（確定給付企業年金法施行令の一部改正）

第二条 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七章 確定給付企業年金の終了及び清算（第五十五条―第六十五条）」を
「第七章 確定給

第八章 確定給

付企業年金から確定拠出年金への移行等（第五十四条の二―第五十四条の七）

付企業年金の終了及び清算（第五十五条―第六十五条）

に、「第七章の二」を「

第九章」に改め、「による中途脱退者等に係る措置」を削り、「第六十五条の八」を「第六十五条の二十
二」に、「第八章」を「第十章」に改め、「第九章 他の年金制度との間の移行等（第七十三条―第九十
四条）」を削る。

第一条第一項中「（第七十三条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第二項を削る。

第二条第二号中「又は法第一百七十七条第一項」を削り、「加入者及び」を「加入者（法第二条第四項に規定
する加入者をいう。以下同じ。）及び」に改め、「（第七十三条第一項において準用する場合を含む。）

」を削り、同条第三号中「又は法第一百十条の二第三項の規定に基づき厚生年金基金の設立事業所の一部に
使用される当該厚生年金基金の加入員及び加入員であつた者に係る給付の支給に関する権利義務を承継す
る場合（第七十三条第二項において準用する第四十九条第二号に掲げる場合に限る。）」を削り、同条第
四号中「、第一百五十五条の三第二項若しくは第一百五十五条の四第二項又は厚生年金保険法第六十五条の二第
二項」を「又は第九十一条の二十六第二項」に改め、「脱退一時金相当額等（」を削り、「、厚生年金基

金脱退一時金相当額（厚生年金保険法第四百十四条の三第五項に規定する脱退一時金相当額をいう。第七十三条第六項、第八十八条の三第二項並びに第九十三条第二項及び第三項において同じ。）、「又は」に改め、「又は年金給付等積立金（厚生年金保険法第六十五条第五項に規定する年金給付等積立金をいう。）を総称する。以下この号において同じ。）」を削り、「脱退一時金相当額等」を「脱退一時金相当額又は積立金」に改める。

第三条の見出しを「（企業年金制度）」に改め、同条中「次のとおり」を「確定給付企業年金」に改め、同条各号を削る。

第四条第一号中「被用者年金被保険者等」の下に「（法第二条第三項に規定する被用者年金被保険者等をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十一条第四号中「第九十一条の二第二項、第一百五十五条の二第二項又は第一百七十七条の二第二項」を「第八十二条の三第二項又は第九十一条の十九第二項」に改める。

第三十一条中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

第五十条の二第一項中「第八十八条の三第二項を除き、」を削る。

第九章を削る。

第六十七条第一項第一号中「厚生年金保険法第七十六条の二第二項」を「法第九十七条第二項」に改める。

第八章を第十章とする。

第七章の二の章名中「による中途脱退者等に係る措置」を削る。

第六十五条の八を削る。

第六十五条の七第一項中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に改め、第七章の二中同条を第六十五条の十九とし、同条の次に次の三条を加える。

（積立金の移換の申出）

第六十五条の二十 法第九十一条の二十六第一項の規定による積立金の移換の申出は、厚生労働省令で定めるところにより、中途脱退者等（同項に規定する中途脱退者等をいう。次条において同じ。）が確定給付企業年金の加入者の資格を取得した日から起算して三月を経過する日までの間に限って行うことができる。

2 前項の規定は、法第九十一条の二十七第一項の規定による積立金の移換の申出について準用する。この場合において、前項中「第九十一条の二十六第一項」とあるのは「第九十一条の二十七第一項」と、「同項」とあるのは「法第九十一条の二十六第一項」と、「確定給付企業年金の加入者」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

3 第五十条の二第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の申出について準用する。
(積立金を移換する場合における加入者期間等の取扱い)

第六十五条の二十一 確定給付企業年金の資産管理運用機関等が、法第九十一条の二十六第一項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該確定給付企業年金の事業主等は、中途脱退者等に係る法第九十条の十九第二項の規定により連合会に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又は法第九十一条の二十第一項の終了した確定給付企業年金の加入者期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。

(中途脱退者等への事業主等の説明義務)

第六十五条の二十二 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者の資格を取得した者が当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に積立金を移換することができるものであるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の資格を取得した者に係る当該確定給付企業年金の給付に関する事項その他積立金の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を取得した者に説明しなければならない。

第六十五条の六を第六十五条の十八とする。

第六十五条の五第一項中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に改め、同条第三項中「第九十一条の二第一項」を「第九十一条の十九第一項」に、「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に、「第九十一条の四第一項若しくは第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十一第一項若しくは第九十一条の二十二第一項」に改め、同条を第六十五条の十七とする。

第六十五条の四の表以外の部分中「第二十五条」を「第八条（第四号を除く。）、第九条、第十条の規定は連合会の公告について、第十二条から第十八条までの規定は評議員会について、第二十条の規定は連

合会が給付の支給に関する義務を負っている者に関する原簿について、第二十五条」に、「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項」に、「第九十一条の四第三項」を「第九十一条の二十一第三項」に、「第九十一条の五第三項」を「第九十一条の十二第三項」に改め、「運用について」の下に「第五十八条（第三号及び第五号を除く。）から第六十一条まで、第六十三条及び第六十四条の規定は連合会の解散及び清算について、第六十八条、第七十条及び第七十一条の規定は連合会の財務及び会計について」を加え、同表第二十五条の項の前に次のように加える。

第十五条第三項	法第十六条第一項に規定する厚生労働省令で定める	第六十五条の六各号に掲げる
第十八条第四項及び第二十条第二項	加入者等	連合会が給付の支給に関する義務を負っている者

第六十五条の四の表第二十五条の項、第二十六条第一項の項及び第二十九条の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第二十九条第三号の項中「第九十一条の六第一項」を「第九十一

条の二十三第一項」に改め、同表第三十三条の項、第三十三条第一号の項及び第三十三条第二号の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第三十四条の項中「第九十一条の五第四項及び第九十一条の七」を「第九十一条の二十二第四項及び第九十一条の二十四」に改め、同表第四十条第一項の項、第四十条第二項の項及び第四十一条の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第四十二条の項を次のように改める。

第四十二条	
基金	連合会
第六十六条第四項	第九十一条の二十四において準用する法第六十六条第四項
第二十二條第三項	第九十一条の十三第三項

第六十五条の四の表第四十三條及び第四十四條の項、第四十五条第三項の項及び第四十七條の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同項の次に次のように加える。

第五十八條第六号	年月日（法第八十一条第三項	年月日
の規定に基づき解散の認可が		

		あつたものとみなされたときは、当該認可があつたものとみなされた年月日)
第六十四条	第五十八条	第五十八条(第三号及び第五号を除く。)
第六十八条	加入者等の福利及び厚生に関する事業を行う基金は	法第九十一条の十八第五項に規定する事業を行う場合には

第六十五条の四を第六十五条の十六とする。

第六十五条の三第一項中「第九十一条の五第四項」を「第九十一条の二十二第四項」に、「第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十二第一項」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同項の表第三十四条第一項の項中「第三十四条第一項」を「第三十四条第一項ただし書」に、「第九十一条の二第三項及び第九十一条の三第三項の老齢給付金並びに第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項、第九十一条の四第三項及び第九十一条の五第三項」を「第九十一条の十九第三項及び第九十一条の二十第三項の老齢給付金並びに第九十一条の十九第三項、第九十一条の

二十第三項、第九十一条の二十一第三項及び第九十一条の二十二第三項」に改め、同表第三十六条第一項の項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の二十第一項」に改め、同表第三十七条第一項の項中「厚生年金保険法第四百九条第一項」を「第九十一条の二」に改め、同表第三十七条第二項の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第四十七条の項中「第九十一条の二第三項、第九十一条の三第三項及び第九十一条の四第三項」を「第九十一条の十九第三項、第九十一条の二十第三項及び第九十一条の二十一第三項」に、「第九十一条の三第一項若しくは第九十一条の四第一項」を「第九十一条の二十第一項若しくは第九十一条の二十一第一項」に改め、同表第五十四条の項中「第九十一条の三第一項若しくは第九十一条の四第一項」を「第九十一条の二十第一項若しくは第九十一条の二十一第一項」に改め、同表第六十条第一項の項中「第九十一条の三第一項、第九十一条の四第一項及び第九十一条の五第一項」を「第九十一条の二十第一項、第九十一条の二十一第一項及び第九十一条の二十二第一項」に改め、同表第六十一条の項及び第七十二条の項中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改め、同表第六十五条の十五とする。

第六十五条の二中「第九十一条の二第三項」を「第九十一条の十九第三項」に、「第九十一条の三第三

項」を「第九十一条の二十第三項」に、「企業年金連合会（厚生年金保険法第四十九条第一項の企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）」を「連合会」に、「第九十一条の四第三項」を「第九十一条の二十一第三項」に、「第九十一条の五第三項」を「第九十一条の二十二第三項」に改め、同条を第十五条の十四とし、第七章の二中同条の前に次の十二条を加える。

（創立総会の議長の選任）

第六十五条の二 創立総会の議長は、創立総会において選任する。

（設立同意者の代理）

- 第六十五条の三 法第九十一条の六第五項に規定する設立の同意を申し出た者（以下「設立同意者」という。）は、設立委員又は発起人が作成した規約の承認その他企業年金連合会（以下「連合会」という。）の設立に必要な事項の決定につき、書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、その設立同意者の親族又は他の設立同意者でなければ、代理人となることができない。
- 2 前項の規定により議決権又は選挙権を行使する者は、出席者とみなす。
 - 3 代理人は、五人以上の設立同意者を代理することはできない。

4 代理人は、代理権を証する書面を設立総会に提出しなければならない。

(創立総会の延期又は続行)

第六十五条の四 創立総会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、法第九十一条の六第一項の規定による公告は、行うことを要しない。

(創立総会の会議録)

第六十五条の五 創立総会の会議については、会議録を作成し、出席した設立同意者の氏名並びに議事の経過の要領及びその結果を記載しなければならない。

2 前項の会議録には、議長及び創立総会において定めた二人以上の設立同意者が署名しなければならない。
い。

3 連合会は、第一項の会議録を連合会の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

4 連合会が年金又は一時金の支給をするものとされている中途脱退者及び終了制度加入者等は、連合会に対し、第一項の会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、連合会は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(規約の変更)

第六十五条の六 法第九十一条の八第二項において読み替えて準用する法第十六条第一項の政令で定める事項の変更は、次に掲げる事項の変更とする。

- 一 法第九十一条の八第一項第二号から第四号まで、第十二号又は第十三号に掲げる事項
- 二 その他厚生労働大臣の定める事項

(会員の資格)

第六十五条の七 法第九十一条の十七第二号の政令で定める年金制度は、企業型年金とする。

(連合会の附帯事業)

第六十五条の八 法第九十一条の十八第四項第二号の規定により連合会が行うことができる事業は、次に掲げるものとする。

- 一 会員の行う事業についての助言及び連絡
- 二 会員に関する教育、情報の提供及び相談
- 三 会員の行う事業及び年金制度に関する調査及び研究

四 前三号に掲げるもののほか、会員の健全な発展を図るために必要な事業

(連合会が業務を委託する場合の要件)

第六十五条の九 連合会が法第九十一条の十八第七項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社等、生命保険会社、農業協同組合連合会その他の法人に委託する場合には、連合会の事業の実施に支障を及ぼすことがないように、委託先の財務内容その他の経営の状況を勘案して委託先を選定しなければならない。

(連合会が業務の一部を委託することができる法人)

第六十五条の十 連合会が法第九十一条の十八第七項の規定に基づき、その業務の一部を信託会社等、生命保険会社及び農業協同組合連合会以外の法人に委託する場合には、第六十七条第一項に規定する指定法人に委託しなければならない。

(連合会の事業年度)

第六十五条の十一 連合会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。
。ただし、事業開始の初年度にあつては、事業開始の日に始まり、翌年(事業開始の日が一月一日以降

三月三十一日以前であるときは、その年）の三月三十一日に終わるものとする。

（予算）

第六十五条の十二 連合会は、毎事業年度、予算を作成し、事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 連合会の事業開始の初年度の予算については、前項の規定にかかわらず、連合会の設立の認可の申請をしようとする発起人が作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（決算）

第六十五条の十三 連合会は、毎事業年度、当該事業年度終了後六月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書（次項において「財務諸表」という。）並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見を付けて、評議員会に提出し、その議決を得た後、法第百条の二第一項の業務についての報告書として厚生労働大臣に提出してその認可を受けなければならない。

2 連合会は、前項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表又はその要旨を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の業務報告書及び監事の意見を記載した書

面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

3 第一項の業務報告書及び前項の附属明細書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定める。

第七章の二を第九章とする。

第五十六条ただし書中「（法第八十九条第六項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）」を削る。

第七章を第八章とする。

第六章の次に次の一章を加える。

第七章 確定給付企業年金から確定拠出年金への移行等

（確定拠出年金を実施する場合の積立金の移換）

第五十四条の二 法第八十二条の二第一項の規定による積立金の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 加入者の給付の額を減額することにより当該加入者の個人別管理資産（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）に充てるもので

あること。

二 移換加入者（法第八十二条の二第二項に規定する移換加入者をいう。以下同じ。）となるべき者の範囲が同条第一項の規約において定められていること。

三 前号の移換加入者となるべき者の範囲は、特定の者について不当に差別的なものでなく、かつ、加入者が任意に選択できるものでないこと。

四 当該移換加入者の個人別管理資産に充てることができる金額は、イに掲げる額からロに掲げる額を控除した額に相当する額（以下「移換相当額」という。）であること。

イ 給付の額の減額に係る規約の変更が効力を有することとなる日（以下「規約変更日」という。）を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなし、かつ、当該規約の変更による給付の額の減額がないものとして同項の規定の例により計算した額

ロ 規約変更日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額

五 移換加入者となるべき者のうち実施事業所の事業主が実施する企業型年金（確定拠出年金法第二条

第二項に規定する企業型年金をいう。以下同じ。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。第五十四条の六において同じ。）への移換相当額の移換に代えて移換相当額の支払を受けることを希望する者（法第八十二条の二第一項の規約を定めることに同意しない者に限る。）に対して、移換相当額の支払を行う旨を同項の規約で定める場合にあつては、当該移換相当額を一時に支払うものであること。

（確定拠出年金を実施する場合の残余財産の移換）

第五十四条の三 法第八十二条の二第四項の規定による残余財産の移換は、次に定めるところにより行うものとする。

一 残余財産のうち、法第八十九条第六項の規定により、終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下同じ。）に分配されるべき額を当該終了制度加入者等の個人別管理資産に充てるものであること。

二 残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲及び個人別管理資産に充てる額の算定方法が法第八十二条の二第四項の規約において定められていること。

三 終了した日における積立金の額は、当該終了した日を法第六十条第三項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定の例により計算した額を下回らない額であること。

2 前項第二号の規約において残余財産の移換に係る終了制度加入者等の範囲を定める場合において、当該範囲に属しない加入者があるときは、当該範囲に属する加入者の二分の一以上の同意及び当該範囲に属しない加入者の二分の一以上の同意を得なければならない。

3 前項の場合において、企業型年金が実施される実施事業所が二以上であるときは、同項の当該範囲に属する加入者の同意は、各実施事業所について得なければならない。

(資産の移換をする場合の掛金の一括拠出)

第五十四条の四 事業主等が法第八十二条の二第一項の規定に基づき積立金を移換する場合において、規約変更日の前日における積立金のうち当該移換に係る分として厚生労働省令で定める方法により算定した額が移換加入者に係る移換相当額の合計額を下回るときは、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該移換に係る事業主は、当該下回る額を、掛金として一括して拠出しなければならない。
(確定拠出年金への移行に伴う閉鎖型確定給付企業年金)

第五十四条の五 基金の実施事業所の事業主が企業型年金を実施している場合には、規約で定めるところにより、加入者の全部又は一部について、加入者期間のうち同時に当該企業型年金の企業型年金加入者期間（確定拠出年金法第十四条第一項に規定する企業型年金加入者期間をいう。）であつた期間を給付額の算定の基礎としないこととすることができる。

2 前項の規定を適用する場合には、当該基金の加入者期間を額の算定の基礎とする給付が支給されることとなる加入者の数が、第六条に規定する数以上であるか、又は当該数以上となることが見込まれなければならない。

（企業型年金の資産管理機関等への脱退一時金相当額の移換の申出）

第五十四条の六 第五十条の二の規定は、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の企業型年金の資産管理機関又は確定拠出年金法第二条第五項に規定する連合会への移換の申出について準用する。この場合において、第五十条の二第一項中「第八十一条の二第一項の」とあるのは「第八十二条の三第一項の」と、「同項」とあるのは「法第八十一条の二第一項」と、「移換元確定給付企業年金（法第八十一条の二第一項に規定する移換元確定給付企業年金をいう。）」とあるのは「当該確定給

付企業年金」と、「移換先確定給付企業年金（同項に規定する移換先確定給付企業年金をいう。次条において同じ。）の加入者」とあるのは「企業型年金加入者（確定拠出年金法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。）又は個人型年金加入者（確定拠出年金法第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。）」と読み替えるものとする。

（中途脱退者等への事業主等の説明義務）

第五十四条の七 事業主等は、当該確定給付企業年金の加入者が当該加入者の資格を喪失したときは、厚生労働省令で定めるところにより、法第八十二条の三第一項の規定による脱退一時金相当額の移換の申出の期限その他脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項について、当該加入者の資格を喪失した者に説明しなければならない。

附則第二条の二及び第二条の三を削る。

（確定拠出年金法施行令の一部改正）

第三条 確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「企業年金制度（法第四条第一項第二号に規定する企業年金制度）」を「確定給付企業年金

（確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金」に改め、
「この条及び第九条の二において」を削り、「当該企業年金制度」を「当該確定給付企業年金」に改める。
第四条を次のように改める。

第四条 削除

第九条の二中「企業年金制度」を「確定給付企業年金」に改める。

第十一条第一号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第九十二条第一項」を「第五十四条の五第一項」に改め、同号ニを同号ハとし、同条第二号中「ニまで」を「ハまで」に改める。

第二十条の二の見出し中「厚生年金保険法」を「確定給付企業年金法」に改め、同条第一項中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四百九十九条第一項」を「確定給付企業年金法第九十一条の二第一項」に、「厚生年金保険法第百五十三条第一項第十二号」を「確定給付企業年金法第九十一条の八第一項第十二号」に改め、「（平成十三年法律第八十八号）」を削り、同条第二項中「厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十条」を「確定給付企業年金法施行令第六十五条の九及び第六十五条の十」に、「その業務（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）の規定により連合会が行う業

務を含む。）」と、同令第五十四条第一項の表第二十八条の二の項中「業務」とあるのは「」を「、」に改める。

第二十一条の見出し中「厚生年金保険法」を「確定給付企業年金法」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（平成十三年法律第八十八号）」を削り、同項を同条とする。

第二十二条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第百十七条第一項」を「第八十二条の二第二項」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「第百十七条第四項」を「第八十二条の二第四項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「次項第五号」を「次項第三号」に改め、同号ハ中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号中「前項第四号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前項第五号」を「前項第三号」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十六条中「厚生年金基金（解散した厚生年金基金を含む。以下この条において同じ。）」及び「厚生年金基金及び」を削る。

第三十五条第二号中「第九十二条第一項」を「第五十四条の五第一項」に改める。

第三十八条第二項中「厚生年金基金及び」を削る。

第四十九条第二号中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

第五十三条の見出し中「厚生年金基金、」を削り、「厚生年金保険法」を「確定給付企業年金法」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「（平成十三年法律第八十八号）」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第四条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の五の二第一項中「第四十四条の三第四項」の下に「（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第三条の七（見出しを含む。）中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改める。

第三条の十一の三中「一部が」の下に「平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する」を加え、

「第六十四条の三」を「第六十四条の三第一項」に改め、「となる期間が」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する」を、「ときは、」の下に「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

第四条の二第三号中「（第九章を除く。第四条の五において同じ。）」を削る。

第八条の三第四項第二号中「若しくは第五項」を削り、「同条第三項」を「第三項」に、「又は平成六年改正法」を「、平成六年改正法」に改め、「含む。」の下に「、第二十二條」を、「第二十六條」の下に「又は平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の法第四十六條第五項」を加える。

第八条の九第四項中「第十三條の六（同条第三項を除く。）」を「第二十六條」に、「第二十六條」を「第四十六條第五項」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十

四号)の一部を次のように改正する。

第七十一条中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十六条第五項」に改める。

第九十八条第一項の表附則第二十一条第二項の項中「同法」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、「その例によるものとされた」の下に「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」を加え、同表附則第二十三条第二項の項中「準用する」及び「その例によるものとされた」の下に「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」を加え、同条第三項の表以外の部分中「第五項」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）第四十六条第五項」に改め、同項の表第四十六条第一項の項中「第四十六条第一項」を「厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同表第四十六条第五項の項中「第四十六条第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、「この法律」を削り、「その例によるものとされた」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

第三百三条の二の見出し中「厚生年金基金等」を「存続厚生年金基金等」に改め、同条第一項の表附則第十三条第二項の項中欄中「第三百三十三条」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十三条」に改め、同表附則第十三条第三項の項中欄中「第三百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第三百三十二

条第二項」に改め、同表附則第十三条第三項第二号の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」を加え、同項の表第百三十三條の二第二項の項中「第百三十三條の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三條の二第二項」に改め、同表第百六十三條の三第一項の項中「第百六十三條の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十三條の三第一項」に改める。

第百三條の三の見出し中「厚生年金基金等」を「存続厚生年金基金等」に改め、同条第一項の表附則第十三條第二項の項中欄中「第百三十三條」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおそ

の効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十三条」に改め、同表附則第十三条第三項の項中欄中「第百三十二条第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第百三十二条第二項」に改め、同表附則第十三条第三項第二号の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」を加え、同項の表第百三十三条の二第二項の項中「第百三十三条の二第二項」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百三十三条の二第二項」に改め、同表第百六十三条の三第一項の項中「第百六十三条の三第一項」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第百六十三

条の三第一項」に改める。

第二百五条の前の見出し中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同条第一項中「、厚生年金保険法」を「、平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

第二百五条の二第五項中「厚生年金基金令」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令」に改め、「昭和四十一年政令第三百二十四号」の下に「。以下「廃止前厚生年金基金令」という。」を加え、「同令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改める。

第二百五条の三中「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその

効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改める。

第百六条第一項中「厚生年金基金」を「平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金」に改め、「支給する」の下に「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の」を、「老齢年金給付（）」の下に「第百十二条を除き、」を加え、同条第二項中「前条第一項」を「第百五条第一項」に改める。

第百八条第一号口中「につき厚生年金保険法」を「につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に、「同法」を「厚生年金保険法」に改め、同条第二号口中「につき厚生年金保険法」を「につき平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

第百九条の二中「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改める。

第百十一条第四項中「が確定給付企業年金法」を「が平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金

法」に改め、「平成十三年法律第五十号」の下に「。以下この項において「平成二十五年改正前確定給付企業年金法」という。」を加え、「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法」に、「を確定給付企業年金法」を「を平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前確定給付企業年金法」に改める。

第一百十二条の見出しを「(存続連合会への準用)」に改め、同条中「企業年金連合会」を「平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に改め、「老齡年金給付」の下に「(平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十一条第二項の老齡年金給付をいう。)」を加える。

第一百七条の二中「解散した基金」を「解散した平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効

力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

第二百一十一条第一項の表附則第二十一条第二項の項中「同法」及び「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改め、同表附則第二十三条第二項の項中「厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同条第三項の表以外の部分中「第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、同項の表第四十六条第一項の項中「第四十六条第一項」を「厚生年金保険法第四十六条第一項」に改め、同表第四十六条第五項の項中「第四十六条第五項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第四十六条第五項」に改め、「その例によるものとされた」の下に「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効

力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の」を加える。

(国民年金基金令の一部改正)

第六条 国民年金基金令(平成二年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項第一号中「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)第七百七十六条の二第二項」を「確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)第九十七条第二項」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第七条 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成六年政令第三百四十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の表附則第十三条第三項の項中「国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第四百号)第十二条の規定による改正後」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前」に改める。

第十四条の四の表附則第二十六条第二項の項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第八十

六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第十七条の見出し中「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同条の表附則第十三条第三項第二号の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改める。

第十八条の表附則第十三条の二第二項の項及び附則第十三条の二第四項の項中「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に改める。

第二十条第一項の表厚生年金保険法附則第十三条第三項第二号の項中「附則第十一条の三第三項」を「附則第十一条の三第二項」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に、「坑内員・船員の代行部分」を「坑内員・船員の老齢厚生年金」に改め、同表平成

六年改正法附則第二十三条第二項の項中欄中「改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同項下欄中「厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同条第二項の表改正前の厚生年金保険法附則第十三条第三項の項中「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第十二条の規定による改正後」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前」に改める。

第二十一条第一項の表厚生年金保険法附則第十三条第三項第二号の項中「附則第十一条の三第三項」を「附則第十一条の三第二項」に、「第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の第四十四条の二第一項」に、「坑内員・船員の代行部分」を「坑内員・船員の老齢厚生年金」に改め、同表平

成六年改正法附則第二十三条第二項の項中欄中「改正後の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同項下欄中「厚生年金保険法第四十四条の二第一項」を「平成二十五年改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第四十四条の二第一項」に改め、同条第二項の表改正前の厚生年金保険法附則第十三条第三項の項中「国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百号）第十二条の規定による改正後」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前」に改める。

第二十二条第一項中「厚生年金保険法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（次項において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という

。）」に改め、同条第二項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に、「同法」を「同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第八条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に改め、「第三十七条」を削り、「基金」を「厚生年金基金」に、「当該基金」を「当該厚生年金基金」に改め、同条第三項中「企業年金連合会」を「平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に、「厚生年金保険法第百三十条第一項に規定する」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「平成二十五年改正前厚生年金保険

法」という。) 第六十条第五項又は平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第六十一条第二項の」に改め、「(以下「老齡年金給付」という。)」を削る。

第三十七条の見出し中「基金」を「存続厚生年金基金」に改め、同条第一項中「基金が支給する」を「平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金(以下この条において「基金」という。)が支給する平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十条第一項に規定する」に改め、「第三百三十二条第二項、第三百三十三条及び」を削り、「第四項まで」の下に「並びに平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法第三百三十二条第二項及び第三百三十三条」を加え、同条第三項中「同法」を「平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に改める。

第三十八条第一項中「厚生年金保険法」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」に、「同法第六十一条第三項、

第六十三條の二及び附則第十三條の二」を「厚生年金保險法附則第十三條の二並びに平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保險法第六十一條第三項及び第六十三條の二」に改め、同條第二項中「基金」を「厚生年金基金」に改め、同條第三項中「同法」を「平成二十五年改正法附則第六十一條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保險法」に改める。

第四十條中「厚生年金基金令」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保險法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保險法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号）第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令」に改め、「昭和四十一年政令第三百二十四号」の下に「。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。」を加え、「同令」を「平成二十六年経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改める。

(平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令の一部改正)

第九条 平成十二年度、平成十四年度及び平成十五年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度の改正に伴う経過措置に関する政令(平成十二年政令第百八十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「厚生年金基金令」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。)第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成二十六年政令第七十三号)第一條の規定による廃止前の厚生年金基金令」に改め、「昭和四十一年政令第三百二十四号」の下に「。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。」を加え、「同令」を「平成二十六年経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改め、同條第三項中「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改め、同條第三項中「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前厚生年金基金令」に改め、同條第三項中「厚生年金基金令」

年金基金令」に改める。

第二十四条の見出しを「(存続連合会への準用)」に改め、同条中「企業年金連合会」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年改正法」という。)

附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に、「厚生年金保険法第三百三十条第一項に規定する」を「平成二十五年改正法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十一条第二項の」に改める。

(厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正)

第十条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令(平成十四年

政令第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表第三十八条の二第一項の項中「第四十四条の三第四項」の下に「(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。

第十四条の四第一項中「第四十六条第一項及び第五項」を「及び第四十六条第一項」に、「廃止前農林共済法第三十八条の二第一項」を「並びに廃止前農林共済法第三十八条の二第一項」に改める。

第十四条の五中「から第三項まで及び第五項」を「、第二項及び第四項」に改め、「附則第十七条の三」の下に「並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。)」附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項」を加え、「同法」を「厚生年金保険法」に改める。

第十九条第一項中「及び第四十四条の三第四項」の下に「(平成二十五年改正法附則第八十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。)」を加え、同項第一

号及び第三号イ中「昭和十九年四月二日」及び「昭和二十年四月二日」を「同月二日」に改める。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第十一条 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の二中「、第三項及び第五項」を「及び第四項」に改め、「附則第十七条の三」の下に「並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第六十条第三項」を加え、「同法第六十条第一項第一号」を「同号」に、「同項第二号」を「厚生年金保険法第六十条第一項第二号」に改める。

（相続税法施行令の一部改正）

第十二条 相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一号中「同法第一百五條第一項」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下第三号までにおいて「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五條第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（次号において「旧確定給付企業年金法」という。）第一百五條第一項」に改め、同條第二号中「第九十一條の二第三項」を「第九十一條の十九第三項」に、「第九十一條の三第三項」を「第九十一條の二十第三項」に、「第九十一條の四第三項」を「第九十一條の二十一第三項」に、「第九十一條の五第五項」を「第九十一條の二十二第五項」に改め、「一時金」の下に「（平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三條第一項（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措置に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一條の二第三項（中途脱退者に係る措置）、平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一條の三第三項（終了制度加入者等である老齡給付金の受給権者等に係る措置）、平成二十五年厚生年金等改正法附則第

六十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の四第三項（終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧確定給付企業年金法第九十一条の五第五項（終了制度加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置）の規定により存続連合会（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会をいう。次号において同じ。から支給を受ける一時金を含む。）を加え、同条第七号を同条第八号とし、同条第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

- 三 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第三項（基金中途脱退者に係る措置）、第四十三条第三項（解散基金加入員等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、第四十四条第三項（解散基金加入員等である障害給付金の受給権者に係る措置）、第四十五条第五項（解散基金加入員等である遺族給付金の受給権者に係る措置）、第四十六条第三項（確定給付企業年金中途脱退者に係る措置）、第四十七条第三項（終了制度加入者等である老齢給付金の受給権者等に係る措置）、第四十八条第三項（終了制度加入者等である障害給付金の受給権者に係る措置）又は第四十九条第五項（終了制度

加入者等である遺族給付金の受給権者に係る措置）の規定により存続連合会から支給を受ける一時金
第一条の六第三号中「第一条の三第四号」を「第一条の三第五号」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第十三条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の三十七第四項中「厚生年金基金、企業年金連合会」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第九十一条の二第一項に規定する企業年金連合会」に、「同条」を「法第六十八条の六」に改める。

（国税徴収法施行令の一部改正）

第十四条 国税徴収法施行令（昭和三十四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第三項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号及び次項第二号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十三号（定義）に規定する存続連合会が行う存続連合会老齢給付金の支給に関する

る制度及び同条第十五号に規定する連合会が行う平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定に基づく年金又は一時金の支給に関する制度

第三十五条第四項第二号中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法第一条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第二号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる」を「所得税法施行令第七十二条第二項（退職手当等とみなす一時金）に規定する」に改め、同項第三号中「第三十一条第三号」を「（昭和四十年法律第三十三号）第三十一条第三号（退職手当等とみなす一時金）」に改め、「支払われる一時金」の下に「（所得税法施行令第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給される一時金で同号に規定する加入員又は加入者の退職により支払われる一時金を含む。）」を加え、同項第四号中「第七十二条第二項第四号（退職手当等とみなす一時金）」を「第七十二条第三項第四号」に改め、同項第六号中「第七十二条第二項第三号ロ」を「第七十二条第三項第三号ロ」に改め、「（退職手当等とみなす一時金）」を削る。

(所得税法施行令の一部改正)

第十五条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第五項中「法人税法附則第二十条第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する適格退職年金契約」を「次に掲げる契約」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法附則第二十条第三項(退職年金等積立金に対する法人税の特例)に規定する適格退職年金契約

二 法人税法施行令第一百五十六条の二第十号(用語の意義)に規定する厚生年金基金契約

第六十四条第一項第四号中「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第三号」に改める。

第六十九条第一項第二号中「係る金額」の下に「若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第三十六条第七項(解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付)において準用する同条第一項の規定による申出に従い交付された額」を加え、同号ただし書中「第七十二条第二項第五号」を「第七十二条第三項第六号」に改める。

第七十条第一項第二号中「第七十二条第二項第五号」を「第七十二条第三項第六号」に改める。

第七十二条第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 次に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金で加入員又は確定給付企業年金法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者の退職により支払われるもの（同法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて拠出された掛金のうちに当該加入者の負担した金額がある場合には、その一時金の額からその負担した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）

イ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第三項（基金中途脱退者に係る措置）、第四十三条第三項（解散基金加入員等に係る措置）、第四十六条第三項（確定給付企業年金中途脱退者に係る措置）、第四十七条第三項（終了制度加入者等に係る措置）又は第七十五条第二項（解散存続連合会の残余財産の連合会への交付）の規定

ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第一項（確定給付企業年金中途脱退者等に係る措

置に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条(確定給付企業年金法の一部改正)の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の二第三項(中途脱退者に係る措置)の規定

ハ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第九十一条の三第三項(終了制度加入者等に係る措置)の規定

第七十二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十一条第二号に規定する政令で定める一時金(これに類する給付を含む。)は、平成二十五年厚生年金等改正法第一条(厚生年金保険法の一部改正)の規定による改正前の厚生年金保険法(以下「旧厚生年金保険法」という。)第九章(厚生年金基金及び企業年金連合会)の規定に基づく一時金で平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十二号(定義)に規定する厚生年金基金の加入員(次項第五号において「加入員」という。)の退職に基因して支払われるものとする。

第七十三条第一項中「前条第二項第一号」を「前条第三項第一号」に改める。

第七十六条第一項中「第七十二条第二項第一号」を「第七十二条第三項第一号」に改め、同条第二項中「第七十二条第二項第四号（退職手当等とみなす一時金）」を「第七十二条第三項第四号」に改める。

第八十二条の二第一項に次の一号を加える。

六 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく年金

第八十二条の二第二項第一号中「第七十二条第二項第一号又は第七号（確定給付企業年金に係る規約に基づく一時金に類する一時金）」を「第七十二条第三項第一号又は第八号（退職手当等とみなす一時金）」に改め、同項第三号中「第七十二条第二項第三号イ」を「第七十二条第三項第三号イ」に改め、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける年金（同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が支給される確定給付企業年金法第二十五条第一項（加入者）に規定する加入者（同項に規定する加入者であつた者を含む。）の負担した金額がある場合）には、その年において支給される当該年金の額から当該年金の額（その年金の支給開始の日以後に

当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該年金に係る次条

第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額を控除した金額に相当する部分に限る。）
第八十二条の三第一項第二号を次のように改める。

二 法第三十五条第三項第三号に規定する掛金のうちその年金が支給される基因となつた同号に規定する加入者の負担した金額（当該金額に次に掲げる資産に係る当該加入者が負担した部分に相当する金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額）

イ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十五条第一項（解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金（ニからへまでにおいて「存続厚生年金基金」という。）から交付された同項に規定する残余財産

ロ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五条第二項（存続連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金等の移換）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（ハにおいて「存続連合会」という。）から移換された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五条第一項に規定する年金給付等積立金等

ハ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第二項（移換に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十五条の二第二項（連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金の移換）の規定により存続連合会から移換された平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十五条第五項（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）に規定する年金給付等積立金

ニ 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（ホ及びへにおいて「旧効力確定給付企業年金法」という。）第一百十条の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された同条第四項に規定する積立金

ホ 旧効力確定給付企業年金法第一百一十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）又は

第十二条第四項（厚生年金基金から基金への移行）の規定により存続厚生年金基金から権利義務が承継された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金

へ 旧効力確定給付企業年金法第一百五条の三第二項（厚生年金基金から確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換）の規定により存続厚生年金基金から移換された同条第一項に規定する脱退一時金相当額

ト 旧厚生年金保険法の規定により旧厚生年金保険法第四百九条第一項（連合会）に規定する連合会から移換された資産又は平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金から権利義務が承継され、若しくは移換された資産で、財務省令で定めるもの

第一百五十六条中「場合、厚生年金基金」を「場合、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十二号（定義）に規定する厚生年金基金（以下この条において「厚生年金基金」という。）」に改める。

第八百八十三条第二項第二号を次のように改める。

二 当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金（第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産及び確定拠出年金法第五十四条第一項（他の制度の資産の移換）、第五十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）又は第七十四条の二第一項（脱退一時金相当額等の移換）の規定により移換された同法第二条第十二項（定義）に規定する個人別管理資産に充てる資産を含む。第四項において同じ。）の総額は、その年分の一時所得の金額の計算上、支出した金額に算入する。ただし、次に掲げる掛金、金額、企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金の総額については、当該支出した金額に算入しない。

イ 旧厚生年金保険法第九章（厚生年金基金及び企業年金連合会）の規定に基づく一時金（第七十二条第二項（退職手当等とみなす一時金）に規定するものを除く。）に係る同項に規定する加入員の負担した掛金

ロ 確定給付企業年金法第三条第一項（確定給付企業年金の実施）に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて支給を受ける一時金（法第三十一条第三号に掲げるものを除く。）の額に第八十

二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る法第三十一条第三号に規定する加入者が負担した金額

ハ 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げるものを除く。）の額に第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産に係る部分に相当する金額が含まれている場合における当該金額に係る第七十二条第三項第五号に規定する加入者が負担した金額

ニ 小規模企業共済法第十二条第一項（解約手当金）に規定する解約手当金（第七十二条第三項第三号ロ及びハに掲げるものを除く。）に係る同号イに規定する小規模企業共済契約に基づく掛金

ホ 確定拠出年金法附則第二条の二第二項及び第三条第二項（脱退一時金）に規定する脱退一時金に係る同法第三条第三項第七号の二（規約の承認）に規定する企業型年金加入者掛金及び同法第五十条第二項第四号（規約の承認）に規定する個人型年金加入者掛金

第百八十三条第四項第一号中「事業主等」の下に「又は連合会」を、「第三十五条第三項第三号」の下に「若しくは第七十二条第三項第五号若しくは第八十二条の二第二項第五号（公的年金等とされる年金）」

」を加え、「厚生年金保険法第六十五条の二第二項の規定により企業年金連合会から移換された移換年金給付等積立金、確定給付企業年金法第一百条の二第三項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された移換積立金、同法第一百一十一条第二項若しくは第一百十二条第四項の規定により厚生年金基金から権利義務が承継された承継年金給付等積立金又は同法第一百五十五条の三第二項の規定により厚生年金基金から移換された移換脱退一時金相当額のうち、」を「当該金額に第八十二条の三第一項第二号イからトまでに掲げる資産に係る」に、「を除く。」を「が含まれている場合には、当該金額を控除した金額」に、「第七十二条第二項第四号」を「第七十二条第三項第四号」に改め、「（公的年金等とされる年金）」を削り、同項第二号口中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に、「法第三十一条第二号に掲げる」を「第七十二条第二項に規定する」に、「同号」を「同項」に改め、同号ハ中「規定する加入者の退職により支払われる」を「掲げる」に改め、同号ニ中「第七十二条第二項第四号に規定する勤務をした者の退職により支払われる」を「第七十二条第三項第四号に掲げる」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 第七十二条第三項第五号イからハまでに掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金（同号に掲げ

るものを除く。)に係る掛金(当該掛金の額のうち同号に規定する加入者の負担した金額がある場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分に限る。)

第二百八条に次の一号を加える。

四 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項(存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法(以下この号において「旧効力厚生年金保険法」という。)第三百三十八条から第四百四十一条まで(費用の負担)の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号(定義)に規定する存続厚生年金基金の加入員として負担する掛金(旧効力厚生年金保険法第四百十条第四項(徴収金)の規定により負担する徴収金を含む。)

第二百八条の八第一項中「、第七十七条第一項(実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転)、第一百十条の二第三項(厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転)、第一百一十一条第二項(厚生年金基金から規約型企業年金への移行)又は附則第二十五条第一項(適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転)」を「又は附則第

二十五条第一項（適格退職年金契約に係る権利義務の確定給付企業年金への移転）の規定、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条（確定給付企業年金法の一部改正）の規定による改正前の確定給付企業年金法（次項において「旧効力確定給付企業年金法」という。）第百七条第一項（実施事業所に係る給付の支給に関する権利義務の厚生年金基金への移転）、第百十條の二第三項（厚生年金基金の設立事業所に係る給付の支給に関する権利義務の確定給付企業年金への移転）又は第百十一条第二項（厚生年金基金から規約型企業年金への移行）の規定その他財務省令で定める規定」に、「同法第三条第一項」を「確定給付企業年金法第三条第一項」に改め、同条第二項中「、第百七条第一項、第百十條の二第三項又は附則第二十五条第一項」を「又は附則第二十五条第一項の規定、旧効力確定給付企業年金法第百七条第一項又は第百十條の二第三項の規定その他財務省令で定める規定」に、「、第七十七条第一項及び」を「及び第七十七条第一項の規定、旧効力確定給付企業年金法」に改め、「の規定」の下に「その他財務省令で定める規定」を加える。

第二百八十五条第二項中「第七十二条第二項第七号（外国の法令等に基づく一時金）」を「第七十二条

第三項第八号（退職手当等とみなす一時金）」に改める。

第三百十九条の三の二を次のように改める。

（源泉徴収の対象となる退職所得とみなされる退職一時金の範囲等）

第三百十九条の三の二 法第二百二条（退職所得とみなされる退職一時金に係る源泉徴収）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第七十二条第三項第四号（退職手当等とみなす一時金）に掲げる一時金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうち同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき 当該勤務をした者の負担した金額

二 第七十二条第三項第五号に掲げる一時金の支払をする場合において、同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規定する加入者の負担した金額があるとき 当該加入者の負担した

金額

第三百十九条の六第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三百十条第一項（基金の業務）又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第三項第一号若しくは第二号（存続連合会の業務）に規定する老齢年金給付 七万二千五百円に当該老齢年金給付の金額に係る月数を乗じて計算した金額

第三百十九条の八第二項を次のように改める。

2 法第二百三条の四第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 第八十二条の二第二項第四号（公的年金等とされる年金）に掲げる退職年金の支払をする場合において、同号に規定する適格退職年金契約に基づいて払い込まれた掛金又は保険料のうち同号に規定する勤務をした者の負担した金額があるとき 当該退職年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該契約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く。）に当該退職年金に係る第

八十二条の三第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額

二 第八十二条の二第二項第五号に掲げる年金の支払をする場合において、同号に規定する規約に基づいて拠出された掛金のうちに同号に規定する加入者の負担した金額があるとき 当該年金の額（その年金の支給開始の日以後に当該規約に基づいて分配を受ける剰余金の額に相当する部分の金額を除く

。）に当該年金に係る第八十二条の三第一項の規定に準じて計算した割合を乗じて計算した金額

第三百二十六条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「事業主等」の下に「又は連合会」を加える。

第三百五十一条第一項第四号中「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に、「一時金又は」を「一時金、」に改め、「適格退職年金契約に基づいて支給を受ける一時金」の下に「又は第七十二条第三項第五号イからハまで（退職手当等とみなす一時金）に掲げる規定に基づいて支給を受ける一時金」を加える。

（法人税法施行令の一部改正）

第十六条 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項中「法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約」を「次に掲げる契約」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法附則第二十条第三項（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に規定する適格退職年金契約

二 第二百五十六条の二第十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約

第三百三十五条第三号中「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第三号」に改める。

第二百五十六条の二第一号中「厚生年金基金の加入員に」を「存続厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十一号（定義）に規定する存続厚生年金基金をいう。以下この条及び第二百五十六条の四（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）において同じ。）の加入員に」に、「厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）」を「過去勤務期間（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号。以下この条において「平成二十六年経過措置政令」という。）第三条第二項（存続厚生年金基金に関する読替え等）の規定によりなおその効力を有するものとされる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第七十三号。以下この号にお

いて「平成二十六年整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号。以下この条において「廃止前厚生年金基金令」という。）に、「同令第四十一条の三の五第二項」を「同項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第四十一条の三の五第二項」に、「により当該厚生年金基金」を「により当該存続厚生年金基金」に、「同令第五十二条の五の三第二項」を「平成二十六年経過措置政令第六十五条第二項（移換金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の三第二項」に、「又は確定給付企業年金法施行令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十六年整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令」に、「期間（以下この条において「過去勤務期間」という。）」を「期間又は平成二十六年経過措置政令第六十二条第二項各号（他の年金制度へ脱退一時金相当額を移換する場合等における加入者期間等の取扱い）の規定により老齢年金給付の額の算定の基礎とされる期間（同項第一号に定める期間にあつては、同条第一項の規定により当該存続厚生年金基金の加入員であつた期間とみなされる期間を除く。）をいう。以下この条において同じ。）」に、「厚生年金基金に」を「存続厚生年金基金に」に、「厚生年金基金が

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」を「存続厚生年金基金が平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この条において「旧厚生年金保険法」という。）」に、「厚生年金基金である」を「存続厚生年金基金である」に改め、同条第二号中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に改め、同条第三号中「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に、「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令」に、「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に、「厚生年金基金である」を「存続厚生年金基金である」に改め、同条第四号から第六号までの規定中「当該厚生年金基金」を「当該存続厚生年金基金」に改め、同条第七号イ中「企業年金連合会に」を「存続連合会（平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第三号に規定する存続連合会をいう。以下この条及び第百五十六条の四において同じ。）」に、「厚生年

金保険法第六十条第一項」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第一項（老齡年金給付の支給に関する義務の移転等に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十条第一項」に、「企業年金連合会が同法」を「存続連合会が平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に、「厚生年金基金令」を「平成二十六年経過措置政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令」に、「以下この号」を「イからニまで」に、「同令」を「同項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前厚生年金基金令」に、「が厚生年金保険法」を「が平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に、「厚生年金基金の」を「存続厚生年金基金の」に改め、同号口中「企業年金連合会が厚生年金保険法」を「存続連合会が平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に、「により同法」を「により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第二項（存続連合会に係る改正前厚生年金保険法の効力等）の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に、「が同法」を「が

平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に、「厚生年金基金」を「存続厚生年金基金」に、「同法第百五十九条第四項第一号（連合会）」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第四項第一号イ（存続連合会）」に、「又は同法」を「又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に改め、同号に次のように加える。

ハ 存続連合会に対して平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十二条第二項（基金中途脱退者に係る措置）の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第一項第一号に規定する基金脱退一時金相当額が移換された基金中途脱退者（同号に規定する基金中途脱退者をいい、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十六条第一項（解散存続厚生年金基金の残余財産の独立行政法人勤労者退職金共済機構への交付）に規定する解散基金加入員（二において「解散存続厚生年金基金加入員」という。）である者を除く。）のその移換に係る存続連合会老齢給付金の額を当該基金中途脱退者の基準標準給与額に当該基金中途脱退者の加入員期間の月数を乗じて得た額（当該基金中途脱退者の加入員期間のうち平成十五年四月一日前の加入員期間がある場合には、当該基金中途脱退者

の基準標準給与額に同日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の加入員期間の各月の報酬標準給与の総額に一・三を乗じて得た額との合計額。ハにおいて「基準標準給与総額」という。

）で除して得た率（ニにおいて「基金中途脱退者給付率」という。）にその移換をした存続厚生年金基金が当該基金中途脱退者に支給する老齢年金給付の額を基準標準給与総額で除して得た率（当該基金中途脱退者が平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた存続厚生年金基金の加入員であつた場合には、千分の五・四八一）を加算した率

ニ 存続連合会が平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十三条第三項（解散基金加入員等に係る措置）の規定により解散存続厚生年金基金加入員に支給する存続連合会老齢給付金の額（平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第四項第一号イに規定する事業により当該存続連合会老齢給付金の額を付加する場合にあつては、付加された当該存続連合会老齢給付金の額）を当該解散存続厚生年金基金加入員の基準標準給与額に当該解散存続厚生年金基金加入員の加入員期間の月数を乗じて得た額（当該解散存続厚生年金基金加入員の加入員期間のうち平成十五年四月一日前の加入員期間

がある場合には、当該解散存続厚生年金基金加入員の基準標準給与額に同日以後の加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の加入員期間の各月の報酬標準給与の総額に一・三を乗じて得た額との合計額）で除して得た率に千分の五・四八一（当該解散存続厚生年金基金加入員がハに規定する基金中途脱退者であつた場合には、千分の五・四八一に当該解散存続厚生年金基金加入員に係る基金中途脱退者給付率を加算した率）を加算した率

ホ 存続連合会に対して旧厚生年金保険法第六十条第一項の規定により老齢年金給付の支給に関する義務の移転がされた同項に規定する中途脱退者（ホにおいて「旧中途脱退者」という。）の当該移転に係る老齢年金給付の額（存続連合会が旧厚生年金保険法第六十条の二第三項の規定により当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては、加算された当該老齢年金給付の額）を、当該旧中途脱退者の廃止前厚生年金基金令第二十二條に規定する基準標準給与額（ホ及びへにおいて「旧基準標準給与額」という。）に当該旧中途脱退者の廃止前厚生年金基金令第二十二條に規定する老齢年金給付の額の算定の基礎となる加入員であつた期間（ホ及びへにおいて「旧加入員期間」という。）の月数を乗じて得た額（当該旧中途脱退者の旧加入員期間のうち平

成十五年四月一日前の旧加入員期間がある場合には、当該旧中途脱退者の旧基準標準給与額に同日以後の旧加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の旧加入員期間の各月の旧報酬標準給与（廃止前厚生年金基金令第十六条第一号に規定する報酬標準給与をいう。へにおいて同じ。）の総額に一・三を乗じて得た額との合計額）で除して得た率（当該旧中途脱退者が旧厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金の加入員であつた場合には、当該率に千分の五・四八一を加算した率）

へ 存続連合会が旧厚生年金保険法第六十一条第二項の規定により旧厚生年金保険法第四百九十九条第一項に規定する解散基金加入員（へにおいて「旧解散基金加入員」という。）に支給する老齢年金給付の額（当該旧解散基金加入員が旧厚生年金保険法附則第三十二条第一項の規定による認可を受けた平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金の加入員であつた場合にあつては当該認可を受けなかつたものとした場合に当該旧解散基金加入員に支給することとなる老齢年金給付の額とし、旧厚生年金保険法第五百十九条第四項第一号（連合会の業務）に規定する事業により当該老齢年金給付の額を付加する場合又は旧厚生年金保険法第六十一条第五項

の規定により当該老齢年金給付の額を加算して支給するものとされている場合にあつては付加され又は加算された当該老齢年金給付の額とする。)を当該旧解散基金加入員の旧基準標準給与額に当該旧解散基金加入員の旧加入員期間の月数を乗じて得た額(当該旧解散基金加入員の旧加入員期間のうち平成十五年四月一日前の旧加入員期間がある場合には、当該旧解散基金加入員の旧基準標準給与額に同日以後の旧加入員期間の月数を乗じて得た額と同日前の旧加入員期間の各月の旧報酬標準給与との総額に一・三を乗じて得た額との合計額)で除して得た率

第五百五十六条の二第八号中「及び解散基金加入員」を「解散基金加入員、基金中途脱退者、解散存続厚生年金基金加入員、旧中途脱退者及び旧解散基金加入員」に改め、同条第九号中「又は解散基金加入員」を「解散基金加入員、基金中途脱退者、解散存続厚生年金基金加入員、旧中途脱退者又は旧解散基金加入員」に改め、同条第十九号を同条第二十号とし、同条第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十五号中「厚生年金保険法第六十五条の二第二項」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第六十二条第二項(移換に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十五条の二第二項」に、「企業年金連合会」を「存続連合会」に、「同法第六十五条第五項

（連合会から基金への権利義務の移転及び年金給付等積立金の移換）」を「同条第一項」に、「確定給付企業年金法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（以下この号において「旧効力確定給付企業年金法」という。）」に、「により厚生年金基金」を「により存続厚生年金基金」に、「同法」を「旧効力確定給付企業年金法」に、「承継された厚生年金保険法」を「承継された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法」に改め、「（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）」を「削り、「又は確定給付企業年金法」を「旧効力確定給付企業年金法」に、「脱退一時金相当額を」を「脱退一時金相当額、平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十五条第一項（解散存続厚生年金基金の残余財産の確定給付企業年金への交付）の規定により存続厚生年金基金から交付された同項に規定する残余財産、平成二十五年厚生年金等改正法附則第五十五条第二項（存続連合会から確定給付企業年金への年金給付等積立金等の移換）の規定により存続連合会から移換された同条第一項に規定する年金給付等積立金等若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第一項（解散存続連合会の残余財産の連合会への

交付)の規定により存続連合会から交付された同項に規定する残余財産又はこれらに類する資産で財務省令で定めるものを」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十一号中「第八十四条第三項」の下に「(確定給付年金資産管理運用契約等の意義)」を加え、同号を同条第十二号とし、同条第十号中「法第八十四条第三項(厚生年金基金契約等の意義)に規定する」を削り、同号イ中「法第八十四条第二項第一号から第三号まで、第五号又は第七号に掲げる」を「第百五十六条の四第一項各号に掲げる業務を行う」に、「厚生年金基金と」を「存続厚生年金基金と」に、「厚生年金基金に」を「存続厚生年金基金に」に改め、同号ロ中「企業年金連合会」を「存続連合会」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 厚生年金基金契約 平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三百三十六条の三第一項(年金給付等積立金の運用)(平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第六十四条第三項(準用規定)において準用する場合を含む。)の規定により年金給付等積立金(平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するも

のとされる旧厚生年金保険法第三百三十条の二第二項（年金たる給付及び一時金たる給付に要する費用に関する契約）に規定する年金給付等積立金をいう。次条第二項及び第一百五十六条の四第一項第五号イにおいて同じ。）を運用するために締結された平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三百三十六条の三第一項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる方法による運用に係る契約又は同条第二項において準用する平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧厚生年金保険法第三百三十条の二第二項に規定する信託の契約をいう。

第一百五十六条の二次に次の二条を加える。

（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）

第一百五十六条の三 法第八十四条第一項（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定める契約は、厚生年金基金契約とする。

2 法第八十四条第一項に規定する退職年金に関する業務で政令で定めるものは、厚生年金基金契約に係る信託、生命保険、生命共済、預貯金の受入れ又は年金給付等積立金の運用等（有価証券の売買その他

の方法による年金給付等積立金の運用及び当該運用に係る年金給付等積立金の管理の受託をいう。)の業務とする。

(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)

第一百五十六条の四 法第八十四条第二項(退職年金等積立金額の計算)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、厚生年金基金契約に係る次の各号に掲げる業務の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 信託の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約に係る信託財産について、その時までに来た最終の財産計算時(信託法第三十七条第二項(帳簿等の作成等、報告及び保存の義務)又は第二百二十二条第四項(帳簿等の作成等、報告及び保存の義務等の特例)の時期をいう。以下この条、次条及び第六十四条(個人型年金の実施に係る退職年金等積立金額の計算)において同じ。)におけるイ及びロに掲げる金額の合計額からハ又はニに定める金額を控除した金額に、調整割合を乗じて計算した金額の合計額
- イ 当該契約に係る信託財産(当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合

には、課税中途脱退者等に係る信託財産に限る。ロにおいて「課税信託財産」という。）に属する有価証券につき、法第六十一条の三第一項第二号（売買目的外有価証券の原価法により評価した金額）に規定する原価法により評価した金額（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、同項の規定を適用する前の帳簿価額）

ロ 当該契約に係る課税信託財産に属する金銭の額並びに金銭及び有価証券以外の資産の取得のために要した金額の合計額

ハ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイ及びロに掲げる金額の合計額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当

該契約に係るイ及びロに掲げる金額の合計額に当該契約に係る総合掛金補正額（通常掛金補正額と調整過去勤務掛金補正額との合計額をいう。以下この項において同じ。）のうちに厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

ニ 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等のイ及びロに掲げる金額の合計額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

二 生命保険の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、イに掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額

イ 当該契約に係る保険業法第百十六条第一項（責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち保険料積立金（当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る保険料積立金に限る。）に相当する金額

ロ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 次に掲げる場合の

区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

ハ 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等のイに掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

三 生命共済の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、イに掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額

イ 当該契約に係る農業協同組合法第十一条の十三（共済事業に係る責任準備金）に規定する責任準備金として積み立てられている金額のうち共済掛金積立金（当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る共済掛金積立金に限る。）に相当する金額

ロ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

ハ 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中

途脱退者等のイに掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

四 預貯金の受入れの業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時ににおいて締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、イに掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額

イ 当該契約に係る預貯金の額（当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る預貯金の額に限る。）に相当する金額

ロ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当

該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

ハ 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等のイに掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

五 前条第二項に規定する年金給付等積立金の運用等の業務 当該業務を行う内国法人が当該事業年度開始の時に於いて締結しているそれぞれの課税厚生年金基金契約について、イに掲げる金額からロ又はハに定める金額を控除した金額の合計額

イ 当該契約に係る年金給付等積立金に属する金銭の額及び金銭以外の資産の取得のために要した金額（当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合には、課税中途脱退者等に係る年金給付等積立金に属する金銭の額及び金銭以外の資産の取得のために要した金額に限る。）

ロ 当該契約が存続厚生年金基金と締結された課税厚生年金基金契約である場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1) 当該契約が(2)に規定する契約以外の契約である場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る通常掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額の占める割合を乗じて計算した金額

(2) 当該契約が過去勤務掛金額の払込みを受ける存続厚生年金基金に係る契約であつて、かつ、当該契約に係る過去勤務掛金補正額が過去勤務掛金厚生年金基金水準額以下のものである場合 当該契約に係るイに掲げる金額に当該契約に係る総合掛金補正額のうち厚生年金基金水準掛金額と調整過去勤務掛金補正額との合計額の占める割合を乗じて計算した金額

ハ 当該契約が存続連合会と締結された課税厚生年金基金契約である場合 当該契約に係る各課税中途脱退者等のイに掲げる金額に厚生年金基金水準給付率を乗じて、これを当該課税中途脱退者等の引継給付率で除して計算した金額の合計額

2 前項第一号に規定する調整割合とは、百分の七に当該事業年度開始の時までに到来した同号に規定する信託財産に係る最終の財産計算時の属する日の翌日から当該事業年度開始の時の属する日の前日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した割合に百分の百を加えた割合をいう。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 第一項に規定する調整過去勤務掛金補正額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 当該契約に係る過去勤務掛金額の全部が一時に払い込む過去勤務掛金額（次号において「過去勤務一時払掛金額」という。）とされている場合 過去勤務掛金補正額に相当する金額

二 当該契約に係る過去勤務掛金額が過去勤務一時払掛金額と過去勤務分割払掛金額（財務省令で定めるところにより一定の払込予定期間にわたって分割して払い込む過去勤務掛金額をいう。以下この号において同じ。）とされている場合又は当該契約に係る過去勤務掛金額の全部が過去勤務分割払掛金額とされている場合 第百五十六条の二第五号イ（用語の意義）に掲げる金額の合計額を当該過去勤務分割払掛金額の払込予定期間にわたって平準的に払い込むこととした場合に年当たりで払い込まれるべき金額として財務省令で定めるところにより計算した金額に相当する金額

5 法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する内国法人につき、同項第二号に掲げる金額の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開

始の時」とあるのは、「法第八十四条の二第一項に規定する分割又は譲渡の時」とする。

6 法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する合併法人等につき、同項第二号に掲げる金額の計算の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする場合における第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「当該事業年度開始の時」とあるのは、「法第八十五条第一項に規定する合併、分割又は譲渡の時」とする。

第五百五十七条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「第八十四条第二項第一号ロ」を「第八十四条第二項第一号イ（退職年金等積立金額の計算）」に改め、同項第一号中「原価法」を「法第六十一条の三第一項第二号（売買目的外有価証券の原価法により評価した金額）」に規定する原価法（以下この条において「原価法」という。）に改め、「金額」の下に「（償還期限及び償還金額の定めのある有価証券にあつては、同項の規定を適用する前の帳簿価額。以下この条において同じ。）」を加え、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第八十四条第二項第一号ハ」を「第八十四条第二項第一号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第八十四条第二項第一号ニ」を「第八十四条第二項第一号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第八十四条第二項第一号ホ」を「第八十四条第二項第一号ニ」に改め、

同項を同条第四項とし、同条第七項中「第一項及び第三項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項中「法第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する内国法人につき、同項第二号に掲げる金額の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする」を「前条第五項に規定する」に、「及び第三項から第七項まで」を「から第五項まで」に、「第八十四条の二第一項に」を「第八十四条の二第一項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の特例）に」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「法第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）の規定の適用を受ける同項に規定する合併法人等につき、同項第二号に掲げる金額の計算の基礎となる同号に規定する退職年金等積立金額の計算をする」を「前条第六項に規定する」に、「及び第三項から第七項まで」を「から第五項まで」に、「第八十五条第一項に」を「第八十五条第一項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の特例）に」に改め、同項を同条第八項とする。

第一百五十八条第一項を削り、同条第二項中「第八十四条第二項第二号ロ」を「第八十四条第二項第二号イ（退職年金等積立金額の計算）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第八十四条第二項第

二号ハ」を「第八十四条第二項第二号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第八十四条第二項第二号ニ」を「第八十四条第二項第二号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前条第九項」を「第一百五十六条の四第五項（退職年金業務等の引継ぎをした場合の退職年金等積立金額の計算）」に、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前条第十項」を「第一百五十六条の四第六項（退職年金業務等の引継ぎを受けた場合の退職年金等積立金額の計算）」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第五百五十九条第一項を削り、同条第二項中「第八十四条第二項第三号ロ」を「第八十四条第二項第三号イ（退職年金等積立金額の計算）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第八十四条第二項第三号ハ」を「第八十四条第二項第三号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第八十四条第二項第三号ニ」を「第八十四条第二項第三号ハ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一百五十六条第九項」を「第一百五十六条の四第五項」に、「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第一百五十七条第十項」を「第一百五十六条の四第六項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第六十条第三項中「第一百五十七条第九項」を「第一百五十六条の四第五項」に改め、同条第四項中「第一百五十七条第十項」を「第一百五十六条の四第六項」に改める。

第六十一条第一項を削り、同条第二項中「第八十四条第二項第五号ロ」を「第八十四条第二項第五号イ（退職年金等積立金額の計算）」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第八十四条第二項第五号ハ」を「第八十四条第二項第五号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一百五十七条第九項」を「第一百五十六条の四第五項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一百五十七条第十項」を「第一百五十六条の四第六項」に、「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十二条第二項中「第一百五十七条第九項」を「第一百五十六条の四第五項」に改め、同条第三項中「第一百五十七条第十項」を「第一百五十六条の四第六項」に改める。

第六十三条の見出し中「計算」を「計算等」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第八十四条第二項第七号（退職年金等積立金額の計算）に規定する政令で定める業務は、厚生年金基金契約に係る第一百五十六条の三第二項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務

等の範囲)に規定する年金給付等積立金の運用等の業務とする。

第六十三條第二項中「第八十四條第二項第七号ロ」を「第八十四條第二項第七号」に改め、同條第三項中「第五十七條第九項」を「第五十六條の四第五項」に、「前二項」を「前項」に、「これらの規定」を「同項」に改め、同條第四項中「第五十七條第十項」を「第五十六條の四第六項」に改め、「第一項及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

第六十四條第二号中「第五十七條第七項」を「第五十七條第五項」に改める。

第九十二條第二項中「第五十八條第二項第一号、第三項及び第四項」を「第五十六條の四第一項第二号イ(厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算)、第五十八條第一項第一号、第二項及び第三項(生命保険に係る退職年金等積立金額の計算)」に改め、「及び第二項」の下に「(損害保険に係る退職年金等積立金額の計算)」を加える。

附則第十四條第三項中「第一項の」を「第二項の」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「(退職年金等積立金に対する法人税の特例)」を削り、同項を同條第二項とし、同條に第一項として次の一項を加える。

法附則第二十条第二項第二号（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に掲げる法人が第百五十六条の二第十号（用語の意義）に規定する厚生年金基金契約（次条第一項において「厚生年金基金契約」という。）に係る第百五十六条の四第一項第二号（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）に掲げる業務を行う場合には、法附則第二十条第二項第二号イに掲げる金額には、第百五十六条の四第一項第二号に定める金額を含むものとする。

附則第十五条第三項中「第一項の」を「第二項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（退職年金等積立金に対する法人税の特例）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第二十条第二項第三号（退職年金等積立金に対する法人税の特例）に掲げる内国法人が厚生年金基金契約に係る第百五十六条の四第一項第三号（厚生年金基金契約に係る退職年金等積立金額の計算）に掲げる業務を行う場合には、法附則第二十条第二項第三号イに掲げる金額には、第百五十六条の四第一項第三号に定める金額を含むものとする。

（消費税法施行令の一部改正）

第十七条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「厚生年金基金契約、」を削り、「又は同法」を「同法」に改め、「適格退職年金契約」の下に「又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第一百五十六条の三第一項（確定給付企業年金等に類する退職年金契約及び退職年金業務等の範囲）に規定する厚生年金基金契約」を加え、同条第三項第六号中「（昭和四十年政令第九十七号）」を削り、同項第十三号中「厚生年金基金契約、」を削り、「又は同法」を「同法」に改め、「適格退職年金契約」の下に「又は法人税法施行令第一百五十六条の三第一項に規定する厚生年金基金契約」を加える。

（地方税法施行令の一部改正）

第十八条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二の四第一項第三号中「第二十二条第一項第五号」を「第二十二条第一項第三号」に改め、同項第六号を削り、同項第七号中「本号」を「この号」に改め、同号を同項第六号とする。

第三十六条の九第一項第二号及び第三十六条の十第一項第二号中「厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金」を「企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会」に改める。

第四十八条の九の十二第一項中「、厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加える。

第四十九条の十三第一項第二号及び第四十九条の十五第一項第二号中「厚生年金基金、企業年金連合会、企業年金基金」を「企業年金基金、確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第十九条 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「、厚生年金基金の加入員若しくは加入員であつた者」を削り、「に関する原簿、坑内員」を「、坑内員」に改め、同項第三号中「厚生年金基金及び企業年金連合会（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により処分を行つた場合に限る。以下この号において同じ。）」及び「、厚生年金基金若しくは企業年金連合会」を削る。

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第二十条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第六十三号中「企業年金連合会（）」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会（）」に、「企業年金連合会と」を「企業年金連合会（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）により設立されたものをいう。以下この号において「旧企業年金連合会」という。）と」に、「を含む」を「及び旧企業年金連合会を含む」に改める。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二十一条 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の八の十二中「が厚生年金基金」を「が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第四十三条第一項第十一号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（第十一条の八の十七において「厚生年金基金」という。）」に、「同号ロの規定」を「法第八十九条第一項第二号の規定」に、「（厚生年金基金）を」（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等

の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第十一条の八の十七中「（厚生年金基金）を」（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金）に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第四十三条第一項第十一号中「企業年金連合会（）」を「確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）に規定する企業年金連合会（）」に、「企業年金連合会と」を「企業年金連合会（平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法により設立されたものをいう。以下この号において「旧企業年金連合会」という。）と」に、「を含む」を「及び旧企業年金連合会を含む」に改める。
（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第二十二條 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正

する。

第二十六条の十二中「が厚生年金基金」を「が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（第二十六条の十七において「厚生年金基金」という。）」に、「同号ロの規定」を「同項第二号ロの規定」に、「（厚生年金基金）を」（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金）に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第二十六条の十七中「（厚生年金基金）を」（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金）に、「厚生年金保険法」を「同法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政

令の一部改正)

第二十三条 国の利害に係るある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「、厚生年金基金」を削る。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二十四条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の十第一項第一号イを次のように改める。

イ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下イにおいて「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下イにおいて「改正前厚生年金保険法」という。）第百三十条の二第一項及び第二項並びに第百三十六条の三第一項第一号、第四号ニ及び第五号へ並びに同条第二項において準用する改正前厚生年金保険法第百三十条の二第

二項並びに平成二十五年厚生年金等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前厚生年金保険法第五十九条の二第一項及び第二項、改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第三百三十六条の三第一項第一号、第四号二及び第五号へ並びに改正前厚生年金保険法第六十四条第三項において準用する改正前厚生年金保険法第三百三十六条の三第二項において準用する改正前厚生年金保険法第三百三十条の二第二項に規定する信託の受益権

第二条の十第一項第一号ホ中「第九十一条の七」を「第九十一条の二十四」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二十五条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「同法第三百三十条第三項の規定に基づき厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力

を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第三百三十条第三項の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に、「同法第百五十九条第二項の規定に基づき企業年金連合会」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第四十条第三項第二号の規定に基づき平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会」に、「同法」を「厚生年金保険法」に改める。

(行政手続法施行令の一部改正)

第二十六条 行政手続法施行令(平成六年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、企業年金連合会」及び「、厚生年金基金」を削る。

(保険業法施行令の一部改正)

第二十七条 保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)」及び「、厚生年金保険法

第三百三十条第五項及び第百五十九条第七項」を削り、「第十二条、確定給付企業年金法」の下に「第九十条の十八第七項及び」を加える。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二十八条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第一号中「厚生年金基金」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金」に、「同法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第八十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

第十八条中「厚生年金基金」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」に改める。

第二十二条第一号中「厚生年金保険法」を「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生

年金保険法」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第二十九条 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の見出しを「(厚生年金勘定における積立金からの補足)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第百十六条第三項」を「第百十六条第二項」に改め、同項を同条とする。

附則第十一条中「附則第二十三条第二項及び第二十四条第二項」を「附則第二十四条第二項」に、「第五十八条第二項」を「第五十八条」に、「同項」を「同条」に、「並びに」を「及び」に改める。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

(年金特別会計の厚生年金勘定における積立金とする時期に関する経過措置)

第十二条の二 当分の間、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法第百十四条第五項に規定する有価証券の価額とし

て算定した額は、年金積立金管理運用独立行政法人又は年金積立金管理運用独立行政法人の理事長の指定する者が当該有価証券を受けた日に、年金特別会計の厚生年金勘定の積立金として積み立てられたものとみなす。

（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第三十条 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十条第六号を次のように改める。

六 削除

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第三十一条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七十九条第三項中「第四十六条第七項」を「第四十六条第六項」に改める。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第三十二条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

第一条 削除

第二条第一項中「法第十一条第一項」を「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「法」という。）第十一条」に改め、「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「同項」を「同条」に、「場合」とあるのは「場合及び」を「第九十一条」とあるのは「第九十一条（」に、「」第十一条第一項」を「」第十一条」に、「適用する場合」を「適用する場合を含む。」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項第二号ハ中「厚生年金基金」を「企業年金基金」に改め、同号ニを削り、同号ホ中「二まで」を「八まで」に改め、同号ホを同号ニとする。

(厚生労働省組織令の一部改正)

第三十四条 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「厚生年金基金、企業年金連合会、」を削る。

第二百二十六条第三号中「政府が管掌する厚生年金保険事業と厚生年金基金(企業年金連合会(厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定により業務を行う場合に限る。))を含む。以下同じ。)に関する制度及び」を削る。

第二百二十八条第一号中「厚生年金基金及び石炭鉱業年金基金(以下この条において「企業年金」という。))を「確定給付企業年金(企業年金連合会を含む。次号において同じ。))及び確定拠出年金並びに石炭鉱業年金基金」に改め、同条第二号中「企業年金及び国民年金基金並びに確定給付企業年金」を「確定給付企業年金及び石炭鉱業年金基金並びに国民年金基金」に改め、同条第三号中「企業年金」を「石炭鉱業年金基金」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「確定給付企業年金事業」の下に「(企業年金連合会の事業を含む。))」を加え、同号を同条第四号とする。

附則第六条第三項中「次条」を「附則第八条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、当分の間、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（次条第一項及び附則第八条第二項において「存続厚生年金基金」という。）の事業に関する事務をつかさどる。

6 年金局は、第十四条各号に掲げる事務及び前各項に規定する事務のほか、平成二十五年改正法附則第七十条第一項又は第七十一条第一項の規定により平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）が解散するまでの間、存続連合会の事業に関する事務をつかさどる。

附則第十条を附則第十一条とし、附則第九条を附則第十条とし、附則第八条を附則第九条とする。
附則第七条に次の二項を加える。

2 年金局企業年金国民年金基金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 存続厚生年金基金に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 存続厚生年金基金に関する制度の数理に関すること。

三 存続厚生年金基金に対する監督及び助成に関すること。

3 年金局企業年金国民年金基金課は、第二百二十八条各号に掲げる事務及び前二項に規定する事務のほか、附則第六条第六項に規定する期間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 存続連合会に関する制度の企画及び立案に関すること。

二 存続連合会に関する制度の数理に関すること。

三 存続連合会に対する監督及び助成に関すること。

附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条の次に次の一条を加える。

第七条 年金局年金課は、第二百二十六条各号に掲げる事務のほか、当分の間、政府が管掌する厚生年金保険事業と存続厚生年金基金に関する制度の調整に関する事務をつかさどる。

2 年金局年金課は、第二百二十六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、前条第六項に規定する期間、政府が管掌する厚生年金保険事業と存続連合会（平成二十五年改正法第一条の規定による改

正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）及び平成二十五年改正法の規定により業務を行う場合に限る。）に関する制度の調整に関する事務をつかさどる。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 存続厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金をいう。

以下同じ。）に対する第十三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の三十七第四項の規定の適用については、同項中「確定給付企業年金法」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金、確定給付企業年金法」とする。

2 存続連合会（平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する存続連合会をいう。以下同じ。）に対

する第十三条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第三十九条の三十七第四項の規定の適用については、同項中「確定給付企業年金法」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会、確定給付企業年金法」とする。

（所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この政令の施行の日前に支払を受けるべき第十五条の規定による改正前の所得税法施行令第三百十九条の六第一号に掲げる老齢年金給付については、なお従前の例による。

（地方税法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 厚生年金基金（平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。）に係るこの政令の施行の日前の期間に係る第十八条の規定による改正前の地方税法施行令第二十条の二の四第一項第六号に掲げる掛金及び徴収金については、なお従前の例による。

2 第十八条の規定による改正前の地方税法施行令第二十条の二の四第一項第六号の規定は、存続厚生年金基金に係るこの政令の施行の日以後の期間に係る同号に掲げる掛金及び徴収金については、なおその効力

を有する。この場合において、同号中「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下この号において「平成二十五年改正前厚生年金保険法」という。）」と、「厚生年金基金の事業主」とあるのは「平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下この号において「存続厚生年金基金」という。）の事業主」と、「同法」とあるのは「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正前厚生年金保険法」と、「当該厚生年金基金」とあるのは「当該存続厚生年金基金」と、「厚生年金基金令」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成

二十六年政令第七十三号)第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令」とする。

- 3 存続厚生年金基金に対する第十八条の規定による改正後の地方税法施行令第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第二号、第四十九条の十三第一項第二号及び第四十九条の十五第一項第二号の規定の適用については、第三十六条の九第一項第二号中「健康保険組合連合会」とあるのは「健康保険組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金(以下「存続厚生年金基金」という。)」と、第三十六条の十第一項第二号、第四十九条の十三第一項第二号及び第四十九条の十五第一項第二号中「健康保険組合連合会」とあるのは「健康保険組合連合会、存続厚生年金基金」とする。

- 4 存続連合会に対する第十八条の規定による改正後の地方税法施行令第三十六条の九第一項第二号、第三十六条の十第一項第二号、第四十九条の十三第一項第二号及び第四十九条の十五第一項第二号の規定の適用については、第三十六条の九第一項第二号中「健康保険組合連合会」とあるのは「健康保険組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六十三号)附則第三条第十三号に規定する存続連合会(以下「存続連合会」という。)」と、第

三十六条の十第一項第二号、第四十九条の十三第一項第二号及び第四十九条の十五第一項第二号中「健康保険組合連合会」とあるのは「健康保険組合連合会、存続連合会」とする。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 平成二十五年改正法附則第二百二十二条第一項及び第三項の審査請求及び再審査請求に関する第十九条の規定による改正後の社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（以下「改正後審査会令」という。

）第二条第一項の規定の適用については、同項第一号中「石炭鉱業年金基金法」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第三号において「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金（以下この号及び第三号において「存続厚生年金基金」という。）の加入員若しくは加入員であつた者、石炭鉱業年金基金法」と、「坑内員」とあるのは「存続厚生年金基金の加入員若しくは加入員であつた者に関する原簿、坑内員」と、同項第三号中「（石炭鉱業年金基金」とあるのは「（存続厚生年金基金及び平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この号において「存続連合会」という。）（平成二十五年改正法附則第六十一条第一項から第四項までの規定によりなおその効力を有

するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定により処分を行った場合に限る。以下この号において同じ。）、「石炭鉱業年金基金」と、「石炭鉱業年金基金」とあるのは、「存続厚生年金基金若しくは存続連合会、石炭鉱業年金基金」とする。

（国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 存続厚生年金基金に対する第二十三条の規定による改正後の国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令の規定の適用については、「広域臨海環境整備センター」とあるのは、「広域臨海環境整備センター、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十号に規定する存続厚生年金基金」とする。

（行政手続法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 存続厚生年金基金に対する第二十六条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条の規定の適用

については、同条中「広域臨海環境整備センター」とあるのは、「広域臨海環境整備センター、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」とする。

2 存続連合会に対する第二十六条の規定による改正後の行政手続法施行令第一条の規定の適用については、同条中「危険物保安技術協会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十号に規定する存続連合会、危険物保安技術協会」とする。

（保険業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第八条 存続厚生年金基金に対する第二十七条の規定による改正後の保険業法施行令第三十七条の四の五の規定の適用については、同条中「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下この条において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の

規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）」と、「準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号」とあるのは「平成二十五年厚生年金等改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百三十条第五項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第七号」とする。

第九条 存続連合会に対する第二十七条の規定による改正後の保険業法施行令第三十七条の四の五の規定の適用については、同条中「犯罪による収益の移転防止に関する法律、」とあるのは「犯罪による収益の移転防止に関する法律、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）、」と、「第九十三条」とあるのは「第九十三条、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十条第九項」とする。
（郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

第十条 旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第三条第十号に規定する旧郵便貯金をいう。）は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のため

めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第四十条の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

（資金決済に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 存続厚生年金基金に対する第三十三条の規定による改正後の資金決済に関する法律施行令第四条第四項の規定の適用については、同項第二号ハ中「企業年金基金」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金、企業年金基金」とする。